

●規程改正の概要

要 旨	組織の新設及び当機構における勤務実態に鑑み、職員給与規程の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程 職員給与規程</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1)「特殊管理業務手当」の新設</p> <p>医療職給料表(二)の適用を受ける職員が組織の運営管理等の業務に従事したときに、理事長が特に困難と認める者に対して支給する。</p> <p>①支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属する統括部に医療職(二)表の管理職の職員がない場合 ・常時、10人相当以上の職員に対し、管理業務を行う場合 <p>②支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月につき20,000円 <p>(2)「日中勤看護手当」の新設</p> <p>中央病院又は北病院に勤務する職員が、交代勤務の日中勤勤務において行われる看護の業務に従事したときに支給する。</p> <p>①支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中勤1回の勤務につき、1,000円

(3) 「夜間看護手当」の改正

平成30年4月に次のとおり人事院規則が改正されたことに伴い改正する。

(参考) 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)(抜粋)

(夜間看護等手当)

第二十四条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 病院、療養所、診療所等に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。
 - 二 略
- 2 前項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号の業務 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
 - イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 七千三百円
 - ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
 - (1) 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千五百五十円
 - (2) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 三千百円
 - (3) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千百五十円

(現行)

	2時間未満	準夜勤	深夜勤	準夜勤+深夜勤
調整数1以下	2,800円	4,600円	5,100円	10,600円
調整数1超	2,000円	2,900円	3,300円	6,800円



(改正後)

	2時間未満	準夜勤	深夜勤	準夜勤+深夜勤
調整数1以下	2,800円	4,600円	5,100円	10,600円
調整数1超	2,150円	3,100円	3,550円	7,300円

	<p>(4) 級別標準職務表（別表5）の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者サービス向上を図るため、「医療コンシェルジュ」を配置する。 ・ 山梨県立北病院訪問看護ステーションの開設により、「訪問看護ステーション長」を配置する。 ・ 組織の実態に応じ、「医療局長」、「臨床検査管理幹」を配置する。 <p>(5) 管理職手当支給区分表（別表14）の改正</p> <p>級別標準職務表の改正により、「医療局長」、「臨床検査管理幹」を追加する。</p> <p>(6) その他 規程の整備</p>
<p>施行期日</p>	<p>平成31年4月1日から施行する。</p>

職員給与規程 新旧対照表 (平成31年4月1日施行)

業 庁	I 日
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 略</p> <p>十二 特殊管理業務手当</p> <p>十三 日中勤看護手当</p> <p>3～5 略</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3～5 略</p>
<p>(夜間看護手当)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>イ 別表13の調整数が1と定められている者又は給料の調整を受けない者 10,600円</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 7,300円</p> <p>二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>イ 前号イに規定する者 4,600円 (次に掲げる場合にあっては、それぞれの掲げる額)</p>	<p>(夜間看護手当)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>イ 別表13の調整数が1と定められている者又は給料の調整を受けない者 10,600円</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者 6,800円</p> <p>二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>イ 前号イに規定する者 4,600円 (次に掲げる場合にあっては、それぞれの掲げる額)</p>

- (1) 深夜勤（午前 0 時から午前 10 時までの間に 7 時間 以上割り振られた正規の勤務時間による勤務を言う。以下同じ。）で深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 5,100 円
- (2) 深夜勤で深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,800 円
- 口 前号口に規定する者 3,100 円（次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額）
- (1) 深夜勤で深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 3,550 円
- (2) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,150 円

円

3 略

（特殊管理業務手当）

第 5 1 条の 6 特殊管理業務手当は、医療職給料表（二）の適用を受ける職員が課の運営管理等の業務に従事したときに、理事長が特に困難と認める者に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 月につき 20,000 円とする。

（日中勤看護手当）

第 5 1 条の 7 日中勤看護手当は、中央病院又は北病院に勤務する職員が、交代勤務の日中勤において行われる看護の業務に従事し

- (1) 深夜勤（午前 0 時から午前 10 までの間に 8 時間 以上割り振られた正規の勤務時間による勤務を言う。以下同じ。）で深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 5,100 円
- (2) 深夜勤で深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,800 円
- 口 前号口に規定する者 2,900 円（次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額）
- (1) 深夜勤で深夜における勤務時間が 2 時間以上である場合 3,300 円
- (2) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,000 円

円

3 略

たときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき1,000円とする。

別表5 級別標準職務表（第7条関係）

一 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
六級	1～5 略 6 困難な業務を処理する地域生活支援室長の職務
略	

別表5 級別標準職務表（第7条関係）

一 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
六級	1～5 略 6 困難な業務を処理する地域支援室長の職務
略	

二 医療職給料表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
四級	1 略 2 副院長、 <u>医療局長</u> 、 <u>医療安全・感染対策局長</u> 、 <u>がんセンター</u> 一局長、 <u>院長補佐又は統括部長</u> の職務 3～6 略

二 医療職給料表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
四級	1 略 2 副院長、 <u> </u> <u>医療安全・感染対策局長</u> 、 <u>がんセンター</u> 一局長、 <u>院長補佐又は統括部長</u> の職務 3～6 略

三 略

職務の級	標準的な職務
略	
六級	1 薬剤部長、薬局長、総放射線技師長、総検査技師長、 薬剤管理幹、放射線管理幹又は臨床検査管理幹の職務 2～5 略
略	

四 医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
五級	1～5 略 6 訪問看護ステーション長の職務
六級	1～3 略 4 医療コンシェルジュの職務
略	

五～六 略

三 略

職務の級	標準的な職務
略	
六級	1 薬剤部長、薬局長、総放射線技師長、総検査技師長、 薬剤管理幹又は放射線管理幹の職務 2～5 略
略	

四 医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
五級	1～5 略 —
六級	1～3 略 —
略	

五～六 略

別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）

組織	職	支給区分
法人本部	略	
中央病院	略	
	副院長	四種（三種）
	医療局長	四種（三種）
	略	
	総検査技師長	八種（七種）
北病院	臨床検査管理幹	八種（七種）
	略	
	略	

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分

別表14 管理職手当支給区分表（第38条、56条関係）

組織	職	支給区分
法人本部	略	
中央病院	略	
	副院長	四種（三種）
	略	
	略	
	総検査技師長	八種（七種）
北病院	略	
	略	

※（ ）は、理事長が認める者の支給区分